



JMTR廃止措置に伴う 大洗(北地区)原子炉施設保安規定の 変更認可申請について

令和2年12月〇日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門
大洗研究所

□ 変更申請について

JMTR原子炉施設の廃止措置を行うため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。)第43条の3の2第2項の規定に基づき、令和元年9月18日に申請(令和2年11月30日に一部補正)を行った廃止措置計画に定める廃止措置を実施することから、炉規法第37条第1項の規定に基づき、令和2年7月17日付けで保安規定の変更認可申請(令和2年〇月〇日付けで一部補正)を行った。

□ 主な変更の内容

(1) JMTRの廃止措置に伴う変更

JMTRの廃止措置に伴い、JMTR原子炉主任技術者がJMTR廃止措置主任者になるとともに、JMTR及び照射設備の運転は行わず、JMTR廃止措置計画に定められた廃止措置を実施するため変更を行う。

(2) 保管廃棄施設の設置に伴う変更

保管廃棄施設の設置に伴い、廃棄物の仕掛品の管理を見直し、固体廃棄物の管理を変更する。

(3) 記載の適正化

第1編 総則

(1) JMTRの廃止措置に伴う変更

- JMTRの廃止措置に係る定義の追加
- 品質マネジメント計画について、廃止措置の保安活動も含むことを追加
- 廃止措置の工事に係る記録責任者等の追加
- JMTR原子炉主任技術者を削除し、JMTR廃止措置主任者を追加

(2) 保管廃棄施設の設置に伴う変更

- 廃棄物の仕掛品の定義を変更
- 放射性廃棄物の廃棄に係る記録責任者、保存責任者及び保存期間の追加

第4編 共用施設

(1) JMTRの廃止措置に伴う変更

- JMTR原子炉主任技術者を削除し、JMTR廃止措置主任者を追加

(2) 保管廃棄施設の設置に伴う変更

- 廃棄物の仕掛品の保管場所の削除及び保管廃棄施設の記載の追加

第5編 JMTRの管理

《次頁参照》

第2編 放射線管理

(1) JMTRの廃止措置に伴う変更

- JMTR原子炉主任技術者を削除し、JMTR廃止措置主任者を追加

第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

(1) JMTRの廃止措置に伴う変更

- JMTR原子炉主任技術者を削除し、JMTR廃止措置主任者を追加

(2) 保管廃棄施設の設置に伴う変更

- 廃棄物の仕掛品の管理の変更
- 固体廃棄物の保管及び廃棄の追加

第6編 HTTRの管理

(2) 保管廃棄施設の設置に伴う変更

- 廃棄物の仕掛品の保管場所の削除及び保管廃棄施設の記載の追加

第1章 通則

- 適用範囲の追加
(廃止措置計画の第1段階にのみ適用するため)
- 廃止措置の移行に伴い必要のない条項の削除
(要員等の配置や運転計画など)
- 運転手引を管理手引とし、必要な事項を追加変更
《4～7頁参照》

第2章 廃止措置管理 **《新規追加》**

- 廃止措置計画で必要な事項を追加
《8～13頁参照》

第3章 施設管理 **《運転管理から施設管理へ変更》**

- 廃止措置の移行に伴い必要のない条項の削除
(運転上の制限や条件、運転など)
- 廃止措置段階で必要な維持内容の変更
(警報装置の作動条件や負圧の維持など)

第8章 放射線管理

- 放射線測定機器の管理については引き続き規定

第4章 保守管理

- 新検査制度移行に伴い追加となった条項(施設管理実施計画等)については、引き続き廃止措置計画で定める性能維持施設に適用する
- 巡視対象となる施設及び設備は性能維持施設を対象とする

第5章 燃料要素等の管理

- 廃止措置の移行に伴い必要のない条項の削除
(未使用燃料の受入れや炉心挿入など)
- 燃料要素等の貯蔵にかかる条項は引き続き規定

第6章 キャプセル等の管理

- 廃止措置の移行に伴い必要のない条項の削除
(キャプセルの製作や炉心への装荷など)
- キャプセルの所在管理等は引き続き規定

第7章 異常時の措置

- 廃止措置の移行に伴い必要のない条項の削除
(第3～6章で削除した条項)
- 第3～6章で規定した条項の異常時の措置や地震又は火災時の措置等については引き続き規定

JMTR廃止措置に伴い、運転手引から管理手引に名称を変更するとともに、記載事項の見直しを行う。

変更前	変更後
<p>(手引の作成)</p> <p>第4条 材料試験炉部長は、本体施設等及び照射設備に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJMTR<u>運転</u>手引(以下この編において「<u>運転</u>手引」という。)を作成する。</p> <p>(1) <u>運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</u></p> <p>(2) <u>運転操作に関する事項</u></p> <p>(3) <u>巡視及び点検に関する事項</u></p> <p>(4) <u>燃料要素の管理及び交換に関する事項</u></p> <p>(5) <u>異常時の措置に関する事項</u></p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の<u>運転</u>手引を作成する場合は、JMTR<u>原子炉主任技術者</u>(以下この編において「<u>原子炉主任技術者</u>」という。)の同意を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の<u>運転</u>手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p>	<p>(手引の作成)</p> <p>第4条 材料試験炉部長は、本体施設等及び照射設備に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJMTR<u>管理</u>手引(以下この編において「<u>管理</u>手引」という。)を作成する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(2) 燃料要素の管理に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) <u>廃止措置に関する事項(商用電源喪失時の代替措置に関する事項等を含む。)</u></p> <p>(5) <u>廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等について、必要な保全に関する措置</u></p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の<u>管理</u>手引を作成する場合は、JMTR<u>廃止措置主任者</u>(以下この編において「<u>廃止措置主任者</u>」という。)の同意を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の<u>管理</u>手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p>

次頁参照 →

□ 商用電源喪失時の代替措置に関する運用について

JMTR廃止措置計画の性能維持施設のうち、商用電源喪失時において代替措置等の実施が必要な設備については、代替措置として必要な使用機器類や人員などを確保するとともに、その管理の方法を「JMTR管理手引」で管理する。

➤ 代替措置の内容

項目	代替措置	使用機器類	人数	備考
放射線管理施設	サーベイメータにより建家内の測定を行う。エリアモニタ近傍を測定し、廃止措置計画認可申請書の添付書類二に記載する管理区域内の遮蔽設計基準の「 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 」以内を目安とし確認する。	サーベイメータ 可搬型照明設備	2人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視等で建家内に立ち入る際に測定を行う。 ・建家内に立ち入る際は半面マスクを着用する。 ・サーベイメータ台数:2台以上
照明設備	商用電源喪失時の巡視等に使用する目的で、可搬型照明設備を備える。	可搬型照明設備	—	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明設備(ハンドライト等)を備えておくものであり、作業は伴わない。 ・可搬型照明設備台数:8台以上
施設への第三者の不法な接近等を防止するための設備	可搬型発電機から施設への第三者の不法な接近等を防止するための設備に給電を行い、設備を復旧させる。	可搬型発電機 可搬型照明設備	2人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型発電機台数:1台
自動火災報知設備	可搬型発電機から自動火災報知設備に給電を行い、設備を復旧させる。			



可搬型発電機

給電

施設への第三者の不法な接近等を防止するための設備

自動火災報知設備

※なお、停電(計画外)が発生した場合は、機構内規定(停電時措置要領)において、施設の点検や関係機関への通報連絡等について事項が定められている。



（面談時における確認事項）

商用電源喪失時の可搬型発電機による給電対応について、地震を起因とする場合の火災に対する実際の初期対応も踏まえ、可搬型発電機による給電対応の優先順位を整理して説明すること。

地震を起因として商用電源が喪失した場合、施設内の点検（火災発生状況を含む。）を優先することとし、その後、可搬型発電機による給電対応を速やかに行うものとする。

《参考》

● 商用電源喪失時の対応

想定事象：東日本大震災と同規模の地震により商用電源の喪失を想定

勤務時間内：職員又は常駐要員によって点検等を行う。

勤務時間外：対応の優先順位を以下に示す。

- ①緊急時招集システムにより職員を招集
（火災報知設備発報時：自衛消防隊出動）
- ②常駐要員により先行して施設の点検を実施
- ③招集された職員が合流し、施設の点検を継続
- ④点検の結果、施設に異常がないことを確認した後、職員もしくは常駐要員により、可搬型発電機への切り替え作業を実施
- ⑤切り替え作業実施後、監視機能の起動確認及び異常の有無の確認を実施

この考え方を踏まえて、火災が発生した場合の措置については、「保安規定」及び保安規定に基づき策定する「JMTR管理手引」において定めるものとする。

➤ 火災発生時の措置にかかる保安規定での記載事項

(地震又は火災時の措置)

第5編

第45条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備、放射線管理第2課長は別表第6及び別表第7に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。
- (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。
- 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。
- 3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び**廃止措置主任者**に通報する。

(手引の作成)

第5編

第4条 材料試験炉部長は、本体施設等及び照射設備に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJMTR管理手引(以下この編において「管理手引」という。)を作成する。

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 燃料要素の管理に関する事項
- (3) **異常時の措置に関する事項**
- (4) **廃止措置に関する事項(商用電源喪失時の代替措置に関する事項等を含む。)**
- (5) **廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等について、必要な保全に関する措置**

この他、非常の場合に採るべき措置(事前の措置や非常事態における活動)については、保安規定の第1編に、消防法に基づく防火・防災管理については、機構内規定(防火・防災管理規則など)において、必要事項が定められている。

JMTR廃止措置計画の第1段階で行う原子炉の機能停止措置についての記載を追加する。

(恒久停止措置)

第8条 原子炉課長は、恒久停止措置として、炉心から制御棒を取り外し、制御棒駆動装置の電源ケーブルを切り離さなければならない。

第5編

※:JMTR廃止措置計画の本文五より以下抜粋

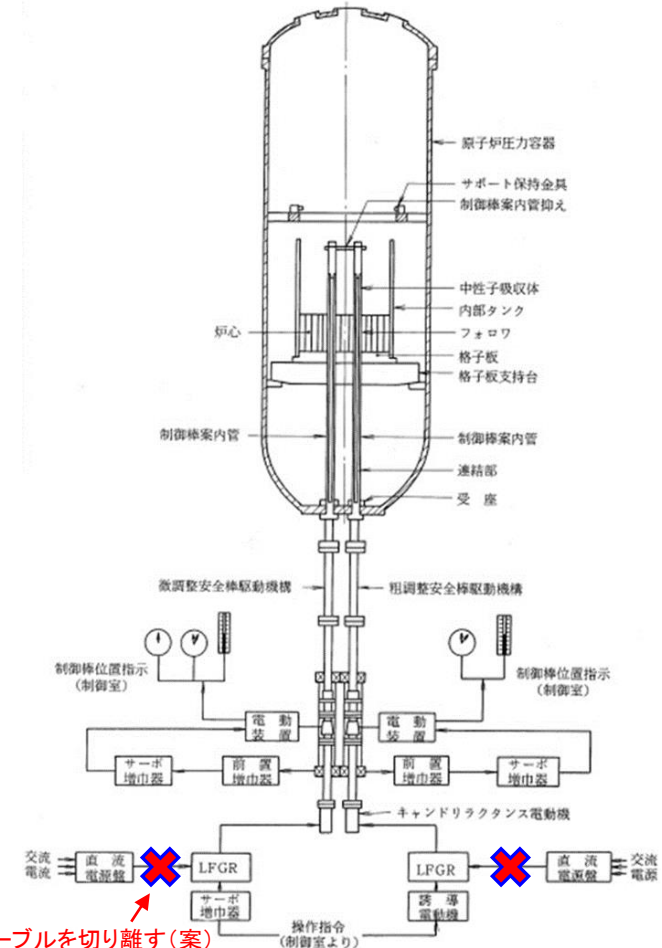
(1)原子炉の機能停止措置

原子炉の機能停止措置として、既に炉心から全ての燃料要素が取り出されており、燃料要素取出し後の炉心にはダミー燃料又は反射体要素が装荷されていることから、燃料要素を炉心へ装荷することが不可能な状態となっている。また、制御棒の取り外し及び制御棒駆動装置の電源ケーブルの切離しを行い、恒久的に原子炉が起動できない状態とする。

表5-2 第1段階における解体撤去工事等の範囲と方法 (1/3)

件名	場所	解体対象施設			着手要件	概要	安全確保対策	完了要件
		施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称 ^{※1}				
原子炉機能停止措置	管理区域内	計測制御システム施設	制御設備	・制御棒 ・制御棒駆動装置	対象設備が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・制御棒の取り外しを行う。 ・取り外した制御棒はチャンネル内に保管する。 ・制御棒駆動装置の電源ケーブルの切離しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理している廃止措置対象施設の機能に影響を与えない方法を計画する。 ・必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染拡大防止措置を行う。 ・重量物の取扱いに対する安全対策として、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・一般労働災害防止対策として、感電防止対策等を講じる。 	対象となる設備の取り外し及び切離しが完了すること。

※1:設備を構成する配管及び弁等を含む。



制御棒駆動装置概要図



□ 廃止措置計画に基づく解体撤去工事等の計画、実施及び報告の追加

JMTR廃止措置計画において実施する解体撤去工事等を実施する際に作成する「実施計画」及び「廃止措置作業の計画」の追加や、工事の実施及び報告の管理項目の追加を行う。

（実施計画）

第5編

第9条 原子炉課長及び照射課長は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の対象となる施設・設備の解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事（以下この編において「汚染の除去工事」という。）を実施する場合は、これら工事に係る実施計画を作成し、廃止措置主任者の確認を受け、材料試験炉部長の承認を得て、当該工事に関係のある課長等に通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 材料試験炉部長は、前項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。

（廃止措置作業の計画）

第12条 原子炉課長及び照射課長は、廃止措置計画に基づき工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染の状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した廃止措置作業の計画を作成する。

《以下省略》

（工事の実施）

第13条 原子炉課長及び照射課長は、前条で定めた廃止措置作業の計画に基づき工事を実施する。

《以下省略》

（工事完了の報告）

第14条 原子炉課長及び照射課長は、第12条で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事が完了した場合には、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長等に通知する。

2 材料試験炉部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。

※JMTR廃止措置計画の第1段階においては、以下の解体撤去工事等を実施する。

- ①原子炉の機能停止措置
- ②管理区域外の設備の解体撤去又は閉止処置



□ 供用終了確認及び供用を終了した設備の管理について

性能維持施設以外の設備であって、解体撤去工事等の前までに行う供用終了確認と、供用を終了した設備の管理について、記載を追加する。

（対象施設・設備等の供用終了確認）

第5編

第10条 原子炉課長及び照射課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認しなければならない。

2 原子炉課長及び照射課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備については、第17条第1項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認しなければならない。

（設備の保安管理）

第17条 原子炉課長及び照射課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じる。

2 原子炉課長及び照射課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、前項に基づく措置を完了した場合は、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。

3 材料試験炉部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。

廃止措置作業の計画を作成するにあたって必要に応じて行う「汚染状況等の調査」※¹や、「原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究」※²を実施するに当たっての管理項目を追加する。

（汚染状況等の調査、原子炉施設を活用した調査及び研究）

第5編

第11条 原子炉課長及び照射課長は、次条に基づく廃止措置作業の計画の作成に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施することができる。

2 原子炉課長及び照射課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の廃止措置作業の計画に基づく工事並びに維持管理対象設備に影響を与えないことを確認する。

※¹: 汚染状況等の調査とは、解体撤去の工法及び手順の策定や解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のために実施するもので、汚染分布の評価の他、必要に応じて試料採取及び分析を行うものである。

※²: 原子炉施設を活用した調査及び研究とは、廃止措置に関わる安全性実証試験や構造材等に関わる高経年化のための調査研究(経年劣化事象の評価に係る材料特性の把握等)のために実施するものである。



解体撤去工事等を実施するにあたって、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために装置（施設又は設備）を導入する際の管理項目を追加する。

（廃止措置のために導入する装置）

第5編

第15条 原子炉課長及び照射課長は、第12条の廃止措置のために導入する装置については、第27条を準用する。この場合において、同条中「修理及び改造」とあるのは「導入」と読み替える。

2 前項の装置の導入に当たっては、日本産業規格等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。

※：JMTR廃止措置計画の第1段階において、装置を導入する予定はない。導入する際は、廃止措置計画の変更認可申請を行う。

➤ 放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理

廃止措置の第1段階で発生する放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理について、新たに保安規定に定める。なお、廃止措置の第1段階で発生するものは、解体撤去工事等を伴わないもので、管理区域内に設置されている設備等を対象としている。

（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

第5編

第16条 原子炉課長及び照射課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。

- (1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。
 - (2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。
 - (3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。
- 2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ廃止措置主任者及び放射線管理第2課長の同意を得る。
- 3 原子炉課長及び照射課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。